

岩泉町災害廃棄物処理計画

令和4年4月

岩泉町

目 次

I	基本事項	P 1
1	計画策定の目的	P 1
2	計画の位置付け	P 1
3	計画の見直し	P 1
4	計画の適用	P 1
II	発災時における廃棄物処理対応の流れ	P 2
III	災害廃棄物対策	P 3
1	初動段階（当日～数日）	P 3
(1)	組織体制・指揮命令系統	P 3
(2)	情報収集・連絡	P 3
(3)	協力・支援体制	P 4
(4)	各種相談窓口の設置等	P 5
(5)	住民等への啓発・広報	P 5
(6)	仮設トイレ等し尿処理	P 8
(7)	避難所ごみ	P 11
2	応急段階（数日～数週間後）	P 15
(1)	発生量・処理可能量・処理見込み量	P 15
(2)	仮置場	P 16
(3)	災害廃棄物処理実行計画の作成	P 21
(4)	分別・処理・再資源化	P 21
(5)	環境対策、モニタリング、火災対策	P 22
(6)	収集運搬	P 22
(7)	仮設焼却炉の検討	P 26
(8)	処理スケジュール	P 26
(9)	処理フロー	P 26
3	復旧段階（数週間～数か月）	P 28
(1)	損壊家屋等の解体・撤去	P 28
(2)	最終処分	P 28
(3)	有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	P 28
(4)	災害廃棄物処理事業の進捗管理	P 29
(5)	処理事業費の管理	P 29
IV	一般廃棄物処理施設について	P 30
1	初動段階（一般廃棄物処理施設等の安全性の確認及び補修）	P 30
2	応急段階・復旧段階（一般廃棄物処理施設等の復旧）	P 30
V	その他	P 31
1	職員への教育訓練（平常時に実施）	P 31

2 国庫補助金の活用	P 31
VI 巻末資料	P 32
【資料1】 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	P 32
【資料2】 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	P 34
【資料3】 災害時における応急対策業務に関する協定	P 37

I 基本事項

1 計画策定の目的

本計画は、災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図ることを目的に、基本的な手順を定めておくものである。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省災害廃棄物対策指針、岩手県災害廃棄物対応方針（以下「県方針」という。）、岩泉町一般廃棄物処理基本計画及び岩泉町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）と整合性を図るものとする。

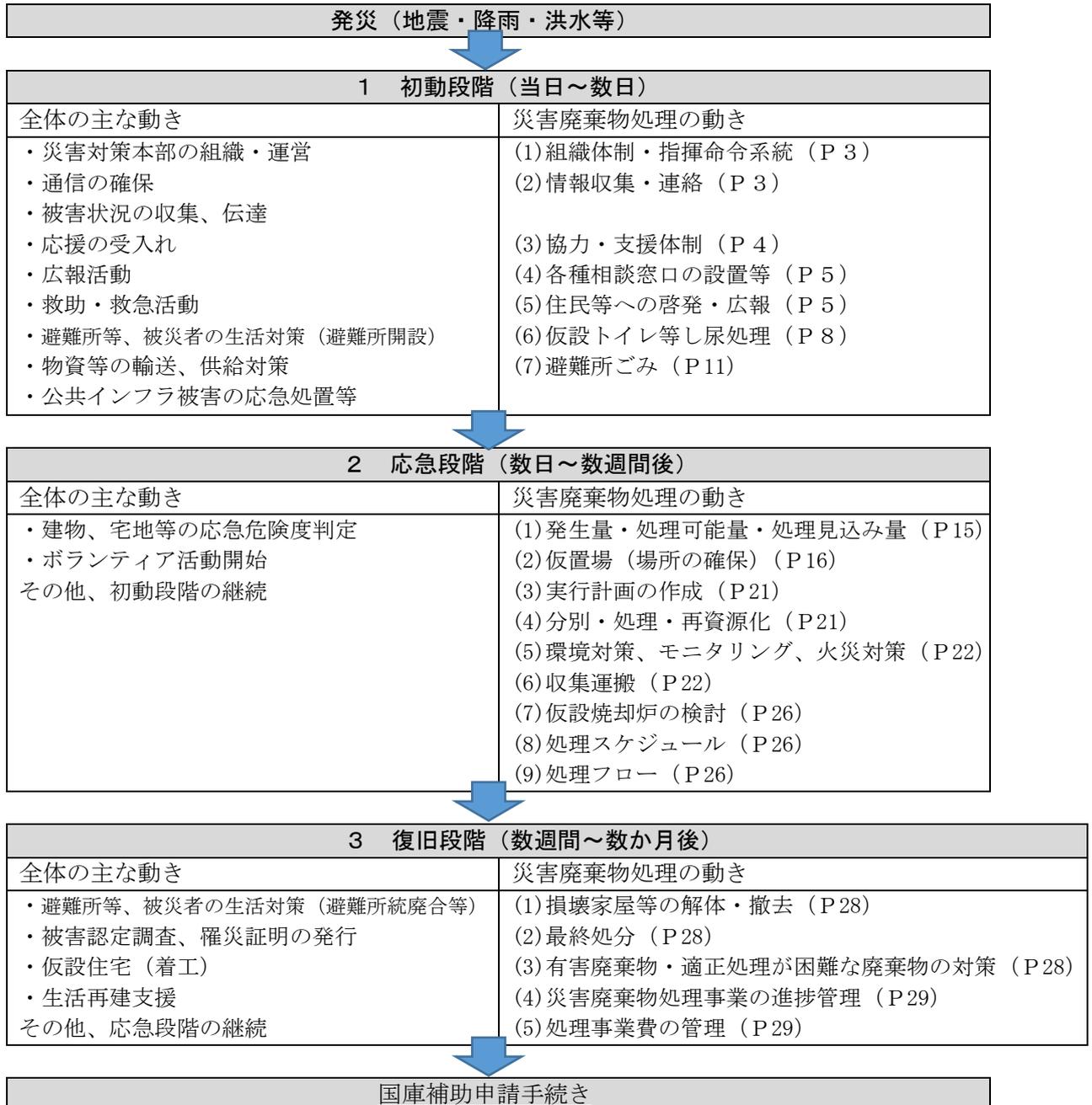
3 計画の見直し

本計画は、県方針や町地域防災計画等の上位計画が改訂された場合及び訓練等を通じて内容の変更が必要となった場合等、状況の変化に応じて計画の見直しを行い、より実効性の高い内容に更新することとする。

4 計画の適用

本計画は、令和4年4月1日から適用する。

II 発災時における廃棄物処理対応の流れ



- その他
- ・ 一般廃棄物処理施設について（P 30）
 - ・ 職員への教育訓練（P 31）
 - ・ 国庫補助金の活用（P 31）

Ⅲ 災害廃棄物対策

1 初動段階（当日～数日）

（1）組織体制・指揮命令系統

町地域防災計画に基づき組織する岩泉町災害対策本部のもと、災害に伴い排出され又は処理量の増加した廃棄物を迅速かつ確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するものとする。災害対策本部の組織は、「【応急】第3章3 災害対策本部（2）組織」のとおりとする。

（2）情報収集・連絡

人命救助を優先しつつ、次の情報について優先順位を定めて収集する。

① 被災状況

- ・避難所と避難人員の数
 - 仮設トイレの必要基数を算定する。
 - 避難所ごみ発生量を推計する。
- ・一般廃棄物等処理施設の被害状況
 - 宮古地区広域行政組合の被災状況を確認する。

② 収集運搬体制に関する情報

- ・道路情報
- ・収集運搬車両の状況
 - 仮置場の設置場所、収集運搬方法・ルート等について検討する。

③ 発生量を推計するための情報

- ・全半壊の建物数と解体、撤去を要する建物数
 - 災害廃棄物発生量を推計する。
- ・水害または津波の浸水範囲（床上、床下戸数）
 - し尿汲取処理量を推計する。

情報収集項目	担当課
避難箇所・避難人員	危機管理課
一般廃棄物処理施設	町民課
ごみ収集運搬車両	町民課
被災家屋	税務出納課
浸水状況	税務出納課
道路状況	地域整備課

※上記情報について災害対策本部が収集している場合は、情報の一元化の観点から災害対策本部から収集する。

- ・上記の情報について県へ情報提供する。
- ・被害の規模等によっては、県へ支援を要請することを検討する。

【県担当課：資源循環推進課 TEL：019-629-5367 FAX：019-629-5369】

(3) 協力・支援体制

① 協力・支援要請

- ・被害状況を踏まえ、災害支援協定等を締結している地方公共団体へ協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備する。
- ・民間事業者等の協力を得て災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去、災害廃棄物の処理・処分を行うため、災害廃棄物処理事業を発注する。

協定等名称	協力・支援の概要	相手
大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	応急措置及び応急活動に必要な物資、資機材の提供及びあっせん等	岩手県内市町村
一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定	ごみ又はし尿の収集・運搬等に支障が生じたとき、岩手県内の市町村等に処理にかかる応援要請	岩手県内市町村、一部事務組合、広域連合
災害時における応急対策業務に関する協定	被災情報の収集及び連絡、障害物除去用等の重機・資機材等の調達及び応急復旧工事の実施	一般社団法人 岩手県建設業協会 岩泉支部

(参考)

○ 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（平成8年10月7日締結）

<協定書より一部抜粋>

・趣旨

岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、岩手県内の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定める。

・応援の種類

(1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

(2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

(3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん

(4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

(5) 災害応急活動に必要な職員等の派遣

(6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

○ 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定（平成24年3月1日締結）

<協定書より一部抜粋>

・趣旨

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」をふまえ、岩手県内において、地震、津波等による大規模災害が発生し、岩手県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、岩手県内の市町村等の間の相互協力が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定める。

★ 平常時から行っておいた方が良いもの

- ・地方公共団体、建設事業所団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定等を締結していない場合は締結することを検討する。
(例) 一般廃棄物・産業廃棄物関係団体、し尿収集運搬業者、浄化槽清掃業者、レンタル業者、建設機械リース業協会 等
- ・災害支援協定等の締結後も、協定等が機能するよう、連絡体制や支援要請方法等について検討する。

② 協力・支援の実施

- ・利用可能な連絡手段を確保し、被害情報・支援ニーズを把握したうえで協力・支援体制を整備する。
- ・被災市町村から災害廃棄物の広域処理の要請があった場合、管内の処理施設の稼働状況等から受け入れが可能か検討を行う。
- ・職員派遣による支援を行う場合は、派遣職員の安全に配慮する。
- ・派遣職員は、被災において自活できるよう、燃料や食料を持参するとともに、必要に応じて防護服・防護ゴーグル・安全靴などを持参する。

★ 平常時から行っておいた方が良いもの

- ・被災地における混乱を防ぐため、災害廃棄物処理の実務経験がある職員や、指揮・命令のできる職員を派遣することを検討する。
- ・職員の派遣に備えて必要な防護服等の備蓄を検討する。

(4) 各種相談窓口の設置等

- ・町地域防災計画に基づき、町本部長は、庁舎内に相談窓口を、必要に応じて避難所を臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施し、相談情報を管理する。

(参考)

【岩泉町地域防災計画 第3章第5節 広報公聴計画】<抜粋>

第3 実施要領

2 広聴活動

- (1) 町本部長（町民生活班）は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 町本部長（町民生活班）は、庁舎内に相談窓口を、必要に応じて避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

★ 平常時から行っておいた方が良いもの

- ・受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの配置など）及び情報の管理方法を検討する。

(5) 住民等への啓発・広報

- ・被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

・ 広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などにより次の内容を啓発・
広報する。

- ① 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ② 収集時期及び収集期間
- ③ 住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ④ 仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ ボランティア支援依頼窓口
- ⑥ 町への問合せ窓口
- ⑦ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

（参考）

【岩泉町地域防災計画 第3章第5節（広報広聴計画）＜抜粋＞

第3 実施要領

1 広報活動

（2）町民に対する広報

町本部長（防災情報・通信班、報道・広報班、政策情報班）及び防災関係機関（以下「災害広報の実施者」という。）は密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。

ア 広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について優先的に行う。

- ① 災害の発生状況 ② 災害発生時の注意事項
- ③ 警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の発令状況
- ④ 道路及び交通情報 ⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況
- ⑥ 給食、給水の実施状況 ⑦ 毛布等の生活関連物資の配給体制
- ⑧ 安否情報 ⑨ ライフラインの応急復旧の見通し ⑩ 生活相談の受付
- ⑪ 各災害応急対策の実施状況 ⑫ その他の生活関連情報

イ 広報の方法

（ア）災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。

（イ）災害広報は、各種の広報手段を駆使し、関係機関との密接な連携協力のもと、町民に対して的確に行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

- ① 町防災行政無線 ② 広報車 ③ ヘリコプター等の航空機
- ④ インターネット（携帯端末へ配信できるサービス、ツイッター等のソーシャルメディア等を含む。）
- ⑤ 広報誌 ⑥ テレビ ⑦ ラジオ ⑧新聞 ⑨アマチュア無線局
- ⑩ IP告知端末機 ⑪掲示版（被災者対応窓口等に設置）

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い 年 月 日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■ 仮置場で受け入れるごみ
家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 可燃物（プラスチック・衣類など）
- ② ガラス・陶磁器くず ③ 瓦
- ④ 金属くず ⑤ 畳 ⑥ 木くず
- ⑦ 粗大ごみ（家具類・布団類など）
- ⑧ 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
- ⑨ 石膏ボード・スレート板

【持込できないごみ】

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物

注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくてもかまいません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、受け入れません。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■ 仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください
※裏面をご覧ください

場所：○○○○○○○○○
開設期間：○月○日まで
開設時間：9:00～16:00

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○）へ相談してください。

【問合せ】 ○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

（出典：環境省「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」）

(6) 仮設トイレ等し尿処理

- ・避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

(参考)

【岩泉町地域防災計画 第3章第20節（災害廃棄物処理・障害物除去計画）】<抜粋>
第3 実施要領

2 し尿処理

(1) 処理方法

ア 町本部長（衛生班）は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

イ 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急に処理を行う。

【 ① 医療施設 ② 社会福祉施設 ③ 避難所 】

エ 町本部長（衛生班）は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区分	し尿処理の方式
医療施設 福祉施設 避難所	① 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	① 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	① 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 ② 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ③ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ④ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	① 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

ア 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

イ 町本部長（統括・対策班）は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

ウ 町本部長（衛生班）は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区分	明示事項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

★ 平常時から行っておいた方がよいもの

- ・仮設トイレ、マンホールトイレ（災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ）、簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を検討する。
- ・仮設トイレ等の備蓄数は、し尿の推計発生量を基に決定する。

● 仮設トイレ必要基数の推計式

仮設トイレの必要基数

$$\left(\begin{array}{l} \text{避難者数} \\ \text{仮設トイレ必要人数} \\ \text{●上水道使用者数} \end{array} \right) \times 1.7 \times \frac{\text{平均排出量}}{\text{収集間隔 (日)}} \div \text{仮設トイレ容量}$$

仮設トイレの必要基数

=

予備計算

●上水道使用者数の半分=

$$\text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times \left(\frac{\text{水洗化人口}}{\text{総人口}} \right) \times \text{上水道被害率} \times 1/2$$

(出典：環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」より)

● し尿収集必要量の推計式

し尿収集必要量の推計

○ 災害時における

し尿収集必要人数※ 平均排出量 (L/人・日) し尿収集必要量 (L/日)

$$\text{避難者数} \times 1.7 = \text{し尿収集必要量}$$

※「災害時におけるし尿収集必要人数」の対象は以下のとおり。

- ・避難者数
- ・上水道使用者数 (避難者を除く) の半分
⇒ {水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)} × 上水道の被害率 × 1/2
- ・汲取者数 (避難者を除く) ⇒ 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

予備計算

○ 災害時におけるし尿収集必要人数=

$$\text{避難者数} + \text{●上水道使用者数の半分} + \text{▲汲取者数}$$

▲汲取者数=

$$\text{汲取人口} - \text{避難者数} \times \left(\frac{\text{汲取人口}}{\text{総人口}} \right)$$

(出典：環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」より)

(7) 避難所ごみ

- ・避難所ごみを含む生活ごみは、災害廃棄物とは区別し、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- ・次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。
 - ①避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
 - ②支援市町村等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

(参考)

(岩泉町地域防災計画 第3章第20節(廃棄物処理・障害物除去系画)】<抜粋>
第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

ア 町本部長（衛生班）は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

イ 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

ウ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

【 ① 医療施設 ② 社会福祉施設 ③ 避難所 】

エ 衛生班長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	① 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 ② 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、災害廃棄物仮置場を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	① 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 ② 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理する。 ③ これらの廃棄物のうち建設廃材等については、路盤材等に再利用するよう努める。

オ 町本部長（衛生班）は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

カ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

キ 県本部長は、大量の廃棄物が発生し、県内における処理が困難であると認めるときは、第9節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、廃棄物処理に係る応援を要請する。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

ア 町本部長（衛生班）は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

イ 町本部長（衛生班）は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

ウ 町本部長（衛生班）は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区分	明示事項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あつせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要因のあつせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 災害廃棄物仮置場の確保

町本部長（衛生班）は、中間処理施設（破砕・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、環境衛生に支障のない公有地等を利用して災害廃棄物仮置場を設置する。災害廃棄物仮置場は町地域防災計画に定めるところによるものとし、災害の種類及び発生場所により適時選定、開設する。

(4) 災害廃棄物仮置場等の衛生保持

ア 町本部長（衛生班）は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破砕・選抜・償却等）及び最終処分地の衛生保持に努める。

イ 消毒方法については、第19節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

ア 町本部長（衛生班）は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

イ 町本部長（衛生班）は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町本部長（衛生班）は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

仮置場候補地一覧

【岩泉町地域防災計画 本編巻末資料 【応急 20 節】 別表 災害廃棄物仮置場一覧】

番号	場所	摘要	番号	場所	摘要
1	岩泉小学校		16	釜津田小学校	
2	岩泉中学校		17	浅内児童公園	
3	いずみ公園		18	旧小本小学校	
4	岩泉球場		19	旧小本中学校	
5	旧二升石小学校		20	小本小学校旧大牛内分校	
6	月出森山公民館		21	安家小学校	
7	小川公園		22	旧安家中学校	
8	小川中学校		23	旧大平小中学校	
9	小川小学校	旧門小学校	24	有芸小学校	
10	旧小川小学校		25	栃の木・皆の川ふれあいセンター	
11	旧中沢小学校				
12	旧国見小学校				
13	旧大川小学校				
14	旧大川中学校				
15	旧釜津田中学校				

＜仮置場の設置・管理・運営＞

- ・港湾地域など風が強い場所に仮置場を設置する場合は、災害廃棄物の飛散防止に留意する。
- ・住民が持ち込む災害廃棄物について、分別して置かれるよう誘導するため、大まかな品目毎の置き場に立札を設置するとともに、分別した少量の災害廃棄物（見せごみ）をそれぞれの場所へ置いておく。
- ・汚水が土壌へ浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討し、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じる。

(参考)

【岩泉町地域防災計画 第3章第19節 感染症予防計画】＜抜粋＞

第3 実施要領

4 実施方法 (5) 消毒方法

町本部長（衛生班）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について消毒班による消毒を実施する。

ア 実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては3回以上、床下浸水地域にあっては2回以上とする。

イ 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に行政連絡員等を通じて、消毒薬等を配付し、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び生野菜の消毒等を行わせる。

● 避難所ごみの推計式

避難所ごみ発生量	
避難所数 (人)	一人1日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)
<input type="text"/>	× <input type="text"/>
避難所ごみの発生量 (g/日)	
=	<input type="text"/>

- ・避難所ごみの収集については、発生量の推計値のほか、避難所の分布、規模、設置数や処理施設の稼働状況など被災時の状況に応じて、収集運搬事業者及び処理施設管理者と協議し、避難所ごみの収集体制を速やかに整える。

2 応急段階（数日～数週間後）

(1) 発生量・処理可能量・処理見込み量

- ・ 発災後における実行計画の作成、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえ災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行う。

災害廃棄物等の発生量の推計式

● 災害廃棄物等の発生量の推計

水害、津波被害に伴う災害廃棄物発生量				
建物被害別に災害廃棄物発生量を推計（それぞれ計算）				
建物被害棟数		発生原単位*（t/棟）		発生量（t）
<input type="text"/>	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
※発生原単位（水害、津波）				
全壊：117t/棟	半壊：23t/棟	床上浸水：4.6t/世帯	床下浸水：0.62t/世帯	
全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	発生量（全体）
<input type="text"/>	+	<input type="text"/>	+	<input type="text"/>
<input type="text"/>	+	<input type="text"/>	+	<input type="text"/>
種類別の発生量を推計（それぞれ計算）				
発生量（全体）		種類別割合*		種類別発生量
<input type="text"/>	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
※種類別割合（水害、津波）				
可燃物：18%	不燃物：18%	コンクリートがら：52%	金属：6.6%	柱角材：5.4%
↓				
発生量（全体）	可燃物（18%）	不燃物（18%）	コンがら（52%）	金属（6.6%）
	柱角材（5.4%）			
<input type="text"/>	=	<input type="text"/>	+	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	+	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	+	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	+	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	+	<input type="text"/>
地震被害に伴う災害廃棄物発生量				
建物被害別に災害廃棄物発生量を推計（それぞれ計算）				
建物被害棟数		発生原単位*（t/棟）		発生量（t）
<input type="text"/>	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
※発生原単位（地震）				
全壊：161t/棟	半壊：32t/棟			
全壊	半壊	発生量（全体）		
<input type="text"/>	+	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>

種類別の発生量を推計（それぞれ計算）

$$\text{発生量（全体）} \times \text{種類別割合}^* = \text{種類別発生量}$$

※種類別割合（水害、津波）

可燃物：8% 不燃物：28% コンクリートがら：58% 金属：3% 柱角材：3%



$$\text{発生量（全体）} = \text{可燃物（8\%）} + \text{不燃物（28\%）} + \text{コンがら（58\%）} + \text{金属（3\%）} + \text{柱角材（3\%）}$$

(2) 仮置場

<仮置場の必要面積の算定>

- ・被害状況を反映した発生量をもとに必要面積の算定を行う。なお、災害廃棄物を置く面積に加え、車両走行スペースや作業スペースを考慮（面積を2倍）する。

● 仮置場の必要面積の算定方法

仮置場の必要面積の算定

$$\text{必要面積（m}^2\text{）} = \text{発生量（t）} \times \text{みかけ比重}^* \div 5\text{ m} \times 2\text{ 倍}$$

※見かけ比重（t/m²）

可燃物：0.4 不燃物：1.1

<仮置場の確保>

- ・自衛隊の野営場や避難所、仮設住宅等に利用されることも想定されるため関係部署等と調整の上、仮置場を確保する。

(参考)

候補地は、13 ページの仮置場候補地一覧から以下の点を考慮して選定する。

- ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（町有地、県有地、国有地等） ※船舶の係留等
- ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
- ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
- ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無
- ⑤学校近隣を避ける（学校再開や避難所活用による利用者からの苦情を考慮）

※現状復旧の困難さから、農地は避けることが望ましい。

★ 平常時から行っておいた方がよいもの

<仮置場の利用方法>

- ・仮置場の候補地を設定する。設定するにあたっては仮置場の利用方法（例：一時集積、一次仮置場、二次仮置場など）についても検討する。

<仮置場の候補地の選定>

- ・空地等は、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ、仮置場の候補地を選定する。候補地の選定にあたっては必要に応じて地元住民と調整を行う。
- ・事前に土壤汚染の有無等を把握しておく。

(参考)

【岩泉町地域防災計画 第3章第20節（廃棄物処理・障害物除去計画）】<抜粋>
第3 実施要領

1 廃棄物処理

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

ア 町本部長及び道路等の管理者（町は建設班、施設班）は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

イ 町本部長（建設班、施設班）は、除去した障害物を臨時に集積する場所を【巻末】別表「災害廃棄物仮置場一覧」のとおり定めるが、災害の種類及び発生場所により適時選定する。

ウ 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して選定する。

(ア) 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

(イ) 公有地を選定できないときは、(ア)に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

エ 町本部長（建設班、施設班）は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(参考)

【災害対策基本法第64条第1項】<抜粋>

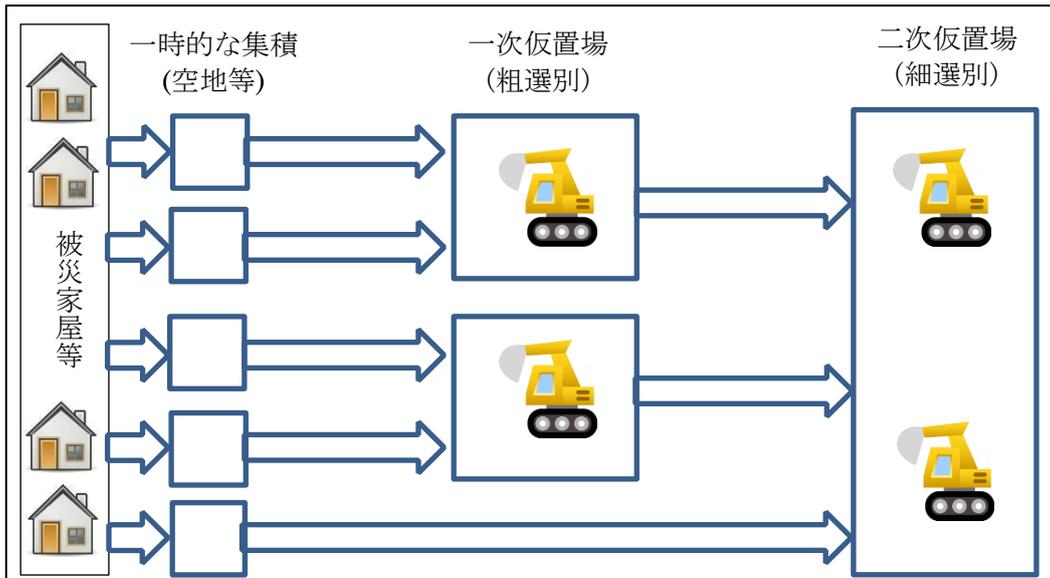
市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

【災害対策基本法施行令第24条】<抜粋>

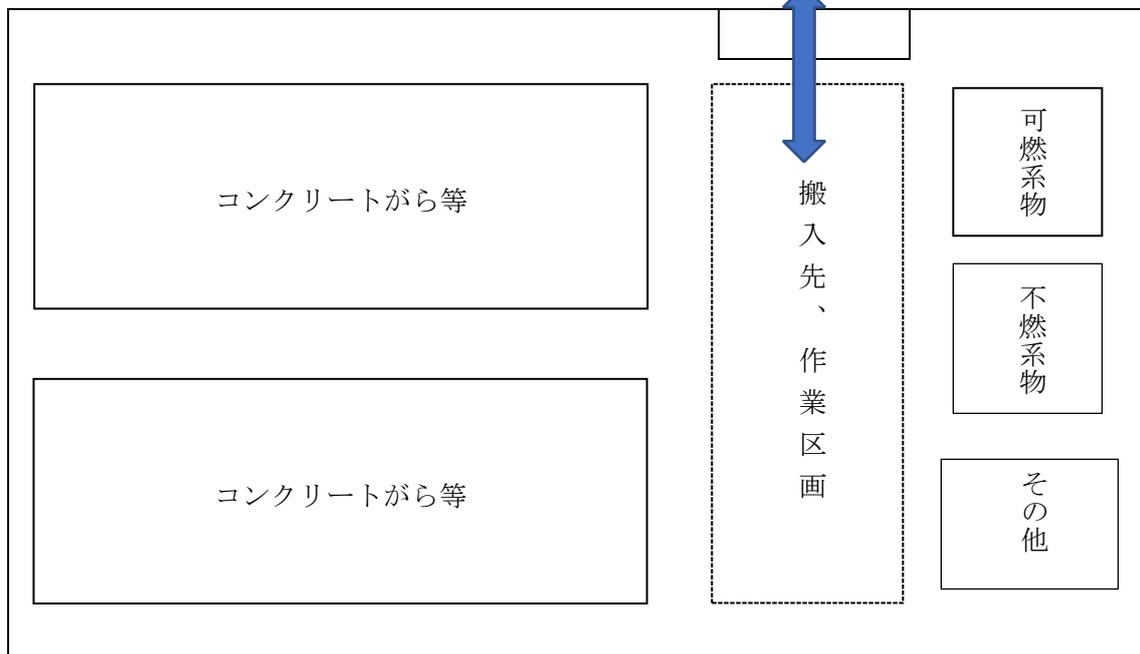
市町村長又は警察官、海上保安官若しくは自衛隊法第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官は、法第六十四条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)又は同条第七項において準用する法第六十三条第二項の規定により他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件(以下この条において「土地建物等」という。)の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者(以下この条において「占有者等」という。)に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要

な事項(以下この条において「名称又は種類等」という。)を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるもの若しくは当該土地建物等の所在した場所の直近にある自衛隊法第八条に規定する部隊等の長(内閣府令で定める者に限る。)の勤務官署に掲示しなければならない。

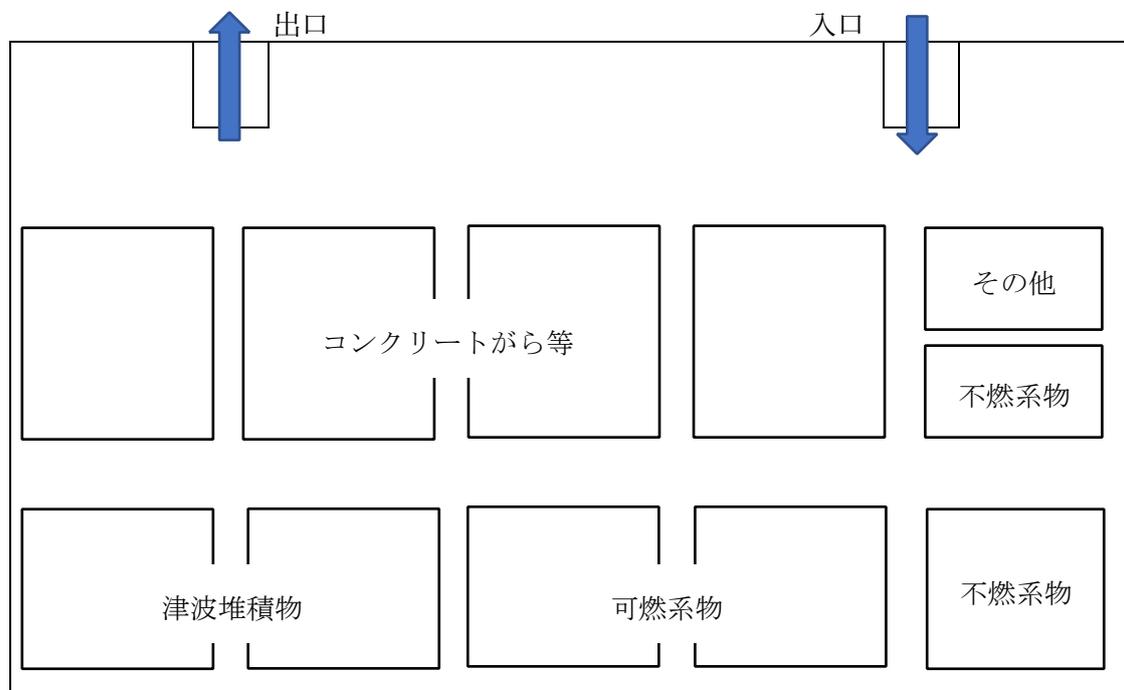
● 仮置場の使用イメージ



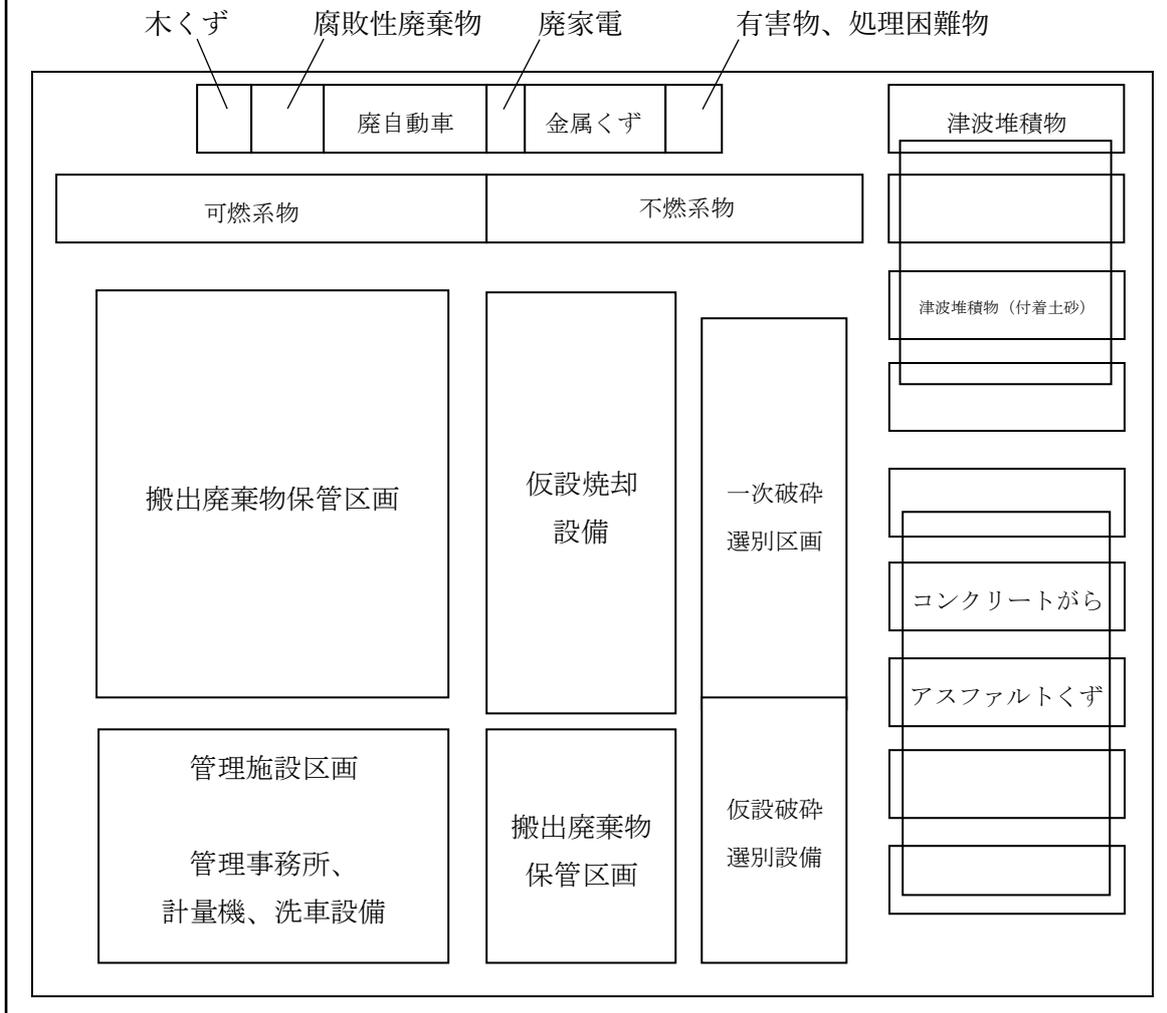
一次仮置場の配置例（小規模用地）



一次仮置場の配置例（大規模用地）



二次仮置場の配置例



- 復旧段階（数週間～数か月）で実施するもの
 - ・ 設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置等を検討する。

<人員・機材の配置>

- ・ 適切な仮置場の運用を行うために次の人員・機材を配置する。
 - ① 仮置場の管理者
 - ② 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
 - ③ 廃棄物の積上げ・積下しの重機
 - ④ 場内運搬用のトラック
 - ⑤ 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機

<災害廃棄物の数量管理>

- ・トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る。

<仮置場の返却>

- ・仮置場の返却にあたり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

★ 平常時から行っておいた方が良いもの

- ・仮置場の貸与、返却時のルールを検討する。

(3) 災害廃棄物処理実行計画の作成

- ・処理計画どおりに進めるため、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成する。
- ・実行計画は、処理計画を基に災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で作成する。
- ・環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成する。

生活環境の保全上、災害廃棄物処理事業は、発災年度を含め2年度以内に処理を完了するよう実行計画を作成するとともに、災害廃棄物の再資源化、減量化等に配慮する。

なお、東日本大震災のように著しく異常かつ激甚な非常災害により、被災地のみでの対応が困難な膨大な災害廃棄物が発生し、環境省において災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）が作成された場合は、それを基に実行計画を作成する。

(4) 分別・処理・再資源化

- ・今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。
- ・分別・処理・再資源化の実施にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

★ 平常時から行っておいた方が良いもの

- ・管内外の一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場等）のリストを作成する。
- ・再資源化が見込める民間業者のリストを作成する。

(参考)

【岩泉町地域防災計画 第3章第20節(廃棄物処理・障害物除去計画)】<抜粋>

第3 実施要領

3 障害物除去

(1) 処理方法

ア 町本部長及び道路、河川、港湾、漁港の管理者(町は建設班。以下、本節中「道路等の管理者」という。)は、所属職員、消防団員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して実施する。

(ア) 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路にある障害物

(イ) 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

(ロ) 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

(ハ) 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

ウ 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

(ア) 住居障害物の除去

a 町本部長(施設班)は「住居障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

b 災害救助法が適用された場合における住居障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

(イ) 道路関係障害物の除去

a 町本部長及び道路管理者(町は建設班)は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

b 町本部長及び道路管理者(町は建設班)は、道路上の障害物の状況を、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する

(ロ) 河川関係障害物の除去 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。また、集積した漂流障害物について、陸上障害物と同様に処分する。

(ハ) 港湾関係障害物の除去

a 港湾管理者は、港湾荷役等の障害となるものを優先して除去する。

なお、早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付し、管轄する海上保安部署に連絡し、告示等の周知方法をとる。

b 海上保安部署長は、船舶航行の障害となるものを除去し、除去した障害物は集積所に曳航する。

c 除去した障害物は、原木等の木材については、最寄りの貯木場に集積し、その他の漂流障害物については、その都度定める集積所に集積する。

d 町本部長は、集積した漂流障害物について、陸上障害物と同様に処分する。

(ニ) 漁港関係障害物の除去

町本部長及び漁港管理者(町は建設班)は、その所管する漁港の障害物の状況を把握の上、漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する

(2) 障害物除去用資機材の確保 町本部長及び道路等の管理者(町は建設班)は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらか

じめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

ア 町本部長（建設班、施設班）は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、県地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

- ① 障害物除去に必要な職種及び人員 ② 障害物除去用資機材の種類・数量
③ 応援を要する期間 ④ 障害物除去地域・区間 ⑤ その他参考事項

イ 道路等の管理者（町は建設班）は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、町本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

- ① 障害物除去に必要な職種及び人員 ② 障害物除去用資機材の種類・数量
③ 応援を要する期間 ④ 障害物除去地域、区間 ⑤ その他参考事項

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

ア 町本部長及び道路等の管理者（町は建設班、施設班）は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

イ 町本部長（建設班、施設班）は、除去した障害物を臨時に集積する場所を【巻末】別表「災害廃棄物仮置場一覧」のとおり定めるが、災害の種類及び発生場所により適時選定する。

ウ 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して選定する。

(ア) 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

(イ) 公有地を選定できないときは、(ア)に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

エ 町本部長（建設班、施設班）は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

ア 町本部長（衛生班）等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

(ア) 臨時集積場所

(イ) 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

(ロ) 埋立予定地

イ 町本部長（衛生班）等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、適正な処理を行う。

ウ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
町本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から第27条に定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 海上保安官	災害対策基本法第64条第8項、第9条及び同施行令第25条から第27条に定めるところにより、除去した工作物又は物件の措置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、町本部長（衛生班）又は事業者は、環境省及び県と連携し、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

(7) 仮設焼却炉の検討

- ・災害廃棄物の発生量及び処理量を踏まえて、仮設焼却炉等の必要性を検討する。
- ・設置する仮設焼却炉は、十分な燃焼温度（800℃以上）管理とともに、排ガス処理機能を有する必要がある、処理方式はストーカ式炉及びロータリーキルン式炉等が考えられる。

(8) 処理スケジュール

- ・次に示す実際の被害状況等を踏まえた処理スケジュールを検討する。
 - ① 職員の被災状況
 - ② 災害廃棄物の発生量
 - ③ 処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量

(9) 処理フロー

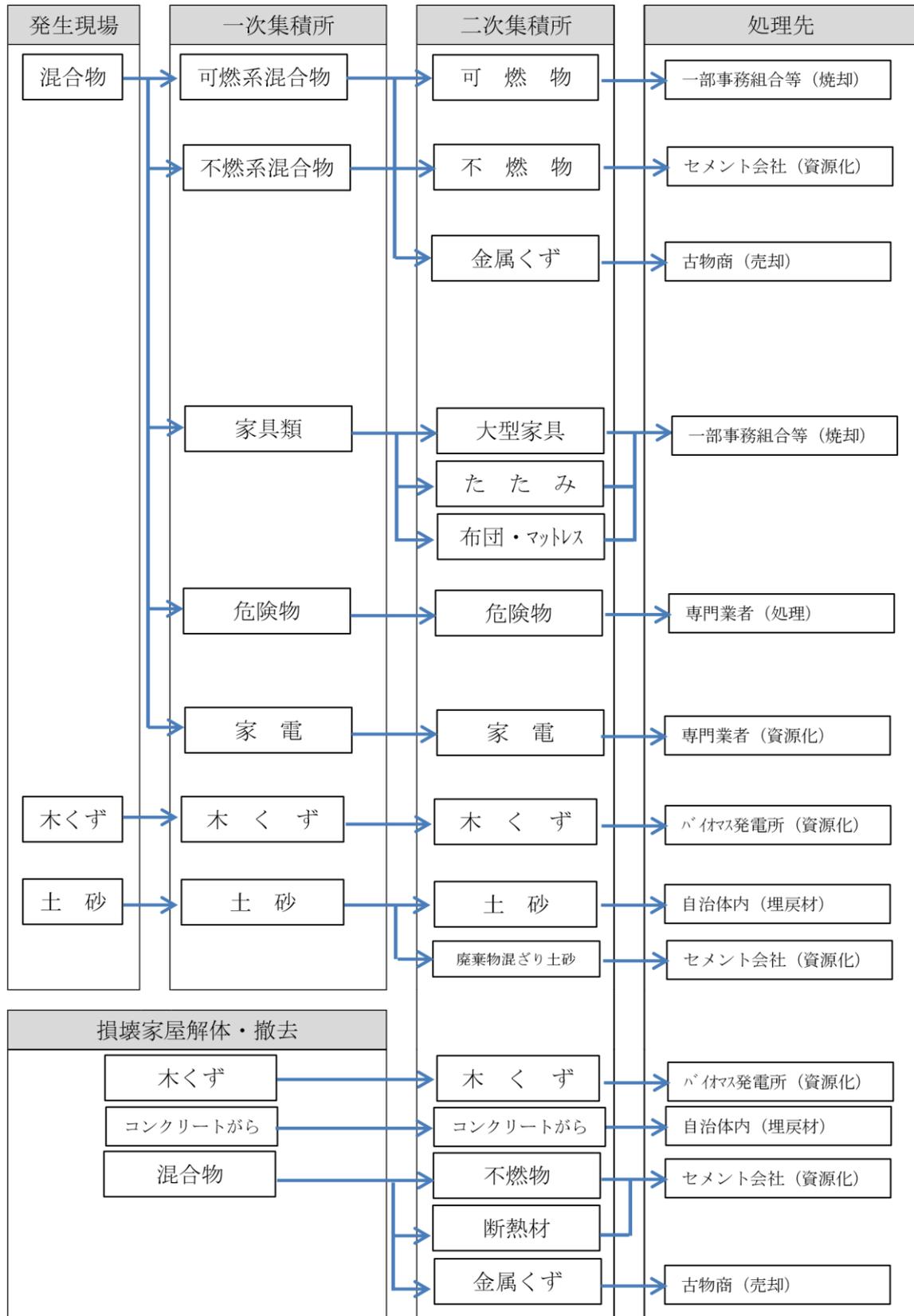
- ・処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、処理フローを作成する。

※ 処理フロー図の作成例についてはP. 27 を参照。

★ 平常時から行っておいた方がよいもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成する。 |
|---|

処理フロー図



3 復旧段階（数週間～数か月）

(1) 損壊家屋等の解体・撤去

<災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去>

- ・ 通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。
- ・ 思い出の品及び貴重品の回収・保管・運営・返却を行う。
- ・ 太陽光発電設備の撤去にあたっては、日照時は発電により感電の恐れがあるため、取扱いに注意する。

★ 平常時から行っておいた方がよいもの

- | |
|---|
| ・ 建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は思い出の品や貴重品、残置物を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールを検討する。 |
|---|

<石綿対策>

- ・ 石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。
- ・ 石綿の含有が懸念される建築物及び建築物以外の構造物は、解体前に専門業者により分析調査等を行い、石綿の使用が確認された場合、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、石綿の除去作業を実施する。除去された石綿については、直接処分場に埋め立てるなど適切に処分する。

(2) 最終処分

- ・ 再資源化や焼却ができない災害廃棄物及び焼却処理によって発生する焼却灰を埋め立てるため、処分先を確保する。

★ 平常時から行っておいた方がよいもの

- | |
|----------------------------|
| ・ 災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場を検討する。 |
|----------------------------|

(3) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

- ・ 有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。人命救助の際には特に注意を払う。
- ・ PCB等の適正処理が困難な廃棄物は、排出者が事業者へ引き渡すなど適切な処理を行う。
- ・ 放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、放射性物質汚染対処特措法など国の方針に従い処理する。

(4) 災害廃棄物処理事業の進捗管理

- ・仮置場への搬入・搬出量、解体家屋数、処分量などの量的管理に努め、進捗管理につなげる。
- ・被害状況に応じた災害廃棄物処理事業を実施する。

(5) 処理事業費の管理

- ・災害廃棄物処理費用について、適切な価格であるか確認を行う。
- ・積算は、土木積算システムの歩掛や物価版の単価情報などを用い、適切な費用設計を行うとともに積算根拠を明確にする。

IV 一般廃棄物処理施設について

1 初動段階（一般廃棄物処理施設等の安全性の確認及び補修）

一般廃棄物処理施設及び運搬ルート被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。

2 応急段階・復旧段階（一般廃棄物処理施設等の復旧）

適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

★ 平常時から行っておいた方がよいもの

・一般廃棄物処理施設等の耐震化等

地震（津波を含む）及び水害に強い廃棄物処理施設とするため、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図り、新設の処理施設は耐震性・浸水対策等に配慮した施設づくりを行う。また、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策などをあらかじめ検討する。

・一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

一般廃棄物処理施設等を修復するための点検手引きをあらかじめ作成する。

V その他

1 職員への教育訓練（平常時に実施）

- ・災害時に処理計画が有効に活用されるよう記載内容について職員へ周知するとともに、処理計画を随時見直す。
- ・災害時に被災市町村へ派遣することなどを目的に、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップし、継続的に更新する。
- ・事業者団体やリストアップされた実務経験者以外も対象として、定期的に講習会・研修会等に関する情報発信を行い、能力維持に努める。

2 国庫補助金の活用

・災害等廃棄物処理事業費補助金（災害廃棄物の処理）

一定レベル以上の災害により、それに起因した廃棄物が発生し、生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物等の処理にかかる事業費（諸経費等を除く）が40万円以上となる場合、災害等廃棄物処理事業費補助金（補助率1/2）を活用する。

・廃棄物処理施設災害復旧費補助金（廃棄物処理施設の復旧）

一定レベル以上の災害により、一般廃棄物処理施設や市町村設置型浄化槽等に一定以上の被害があった場合、廃棄物処理施設災害復旧費補助金（補助率1/2）を活用する。

※災害査定

国庫補助金を活用する場合、補助対象事業限度額を決めるため、査定官（環境省担当官）及び立会官（財務局担当官）による災害査定を受ける。

被害について写真や地図等を用いて概要説明する必要があることから、被害状況の証拠書類を必ず用意する。特に、水害の場合は浸水したことがわかる写真等の用意を徹底する。

また、災害廃棄物処理事業の内容や処理費用について、適切な事業であること、会計事務を適正に行っていることを積算書、契約書等の関係書類で説明する。

【資料1】大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあつせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合においては、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村から応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援要請を受けたものとみなす。

(応援要請の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書 59 通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

【資料 2】一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、平成8年10月7日に締結された「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」を踏まえ、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生し、岩手県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、岩手県内の市町村等の間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、災害時のごみ及びし尿処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、ごみ又はし尿の収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりごみ又はし尿処理が不能になったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるごみ又はし尿が発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

(応援調整市町村)

第4条 市町村等は、要請市町村及び応援市町村等の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

2 前項に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

(応援要請等)

第5条 要請市町村等は、次に掲げる事実を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要事項

2 前項に規定する応援の要請は電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

3 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合、他の市町村等と十分連絡をとり、各市町村等が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

4 応援調整市町村は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう、必要に応じ県に調整等を要請するものとする。

(応援の責務)

第6条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村等は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに応援調整市町村に通知するものとする。

(応援費用の負担等)

第7条 応援市町村等が応援に要した費用は、原則として要請市町村等の負担とし、支払い方法等については、要請市町村等と応援市町村等との間で協議の上、決定するものとする。

2 要請市町村等は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村等に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第8条 市町村等は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第9条 市町村等は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互にするものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第10条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度市町村等が協議して定めるものとする。

第13条 この協定は、平成24年3月1日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書50通を作成し、市町村等がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別表第1 (第4条関係)

応援調整市町村

地域名	構成市町村等	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市, 軽米町, 九戸村, 一戸町, 二戸地区広域行政事務組合	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市, 洋野町, 普代村, 野田村, 久慈広域連合	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市, 八幡平市, 雫石町, 葛巻町, 岩手町, 滝沢村, 紫波町, 矢巾町 岩手・玉山環境組合, 盛岡・紫波地区環境施設 組合, 雫石・滝沢環境組合, 盛岡地区衛生処理 組合, 盛岡北部行政事務組合, 紫波、稗貫衛生 処理組合	北上市	宮古市
宮古	宮古市, 山田町, 岩泉町, 田野畑村, 宮古地区広域行政組合	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市, 北上市, 西和賀町, 岩手中部広域行政組合, 北上地区広域行政組合	一関市	釜石市
胆江	奥州市, 金ヶ崎町, 奥州金ヶ崎行政事務組合	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市, 釜石市, 大槌町, 釜石大槌地区行政事務組合	遠野市	奥州市
両磐	一関市, 平泉町, 一関地区広域行政組合	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市, 陸前高田市, 住田町, 大船渡地区環境衛生組合, 岩手沿岸南部広域環 境組合, 気仙広域連合	一関市	奥州市

【資料3】災害時における応急対策業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩泉町地域防災計画に基づき、岩泉町内において災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、岩泉町（以下「町」という。）が一般社団法人岩手県建設業協会岩泉支部（以下「支部」という。）に対し、町が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、町が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

(協力業務の内容)

第3条 この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施

(協力費用の負担)

第4条 災害発生時において、第3条第2号及び第3号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、町が負担することとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定業務に関する町の連絡窓口は、総務課とする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、町及び支部が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成28年8月31日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、町及び支部が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月31日

岩泉町（岩手県下閉伊郡岩泉町）
岩泉町長 伊達勝身

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番地1
一般社団法人 岩手県建設業協会 岩泉支部
支部長 工藤俊治